

要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（主務大臣等）

第27条 この法律における主務大臣は、通商産業大臣及び該当工場に係る事業を所管する大臣とする。

2 この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支庁局長に委任することができる。

第6章 罰 則（略）

(3) 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準

（昭和55年2月28日通商産業省・建設省告示第1号）

（改正：平成4年2月28日告示第2号）

1 住宅の戸建形式及び地域の区分に応じた住宅の熱損失係数の基準値

(1) 住宅の建築主は、住宅（重ね建住宅、連続住宅及び共同住宅にあっては、住戸）の熱損失係数を、住宅の戸建形式及び地域の区分（別表に掲げる区分とする。以下同じ。）に応じ、次表の掲げる数値以下となるようにするものとする。

戸 建 形 式	熱損失係数（単位：1時間1平方メートル1度につきキロカロリー）					
	地 域 の 区 分					
	I	II	III	IV	V	VI
一戸建住宅、重ね建住宅及び連続住宅	1.5	2.3	2.7	3.4	3.7	5.5
共 同 住 宅	1.3	1.9	2.3	2.7	3.2	4.8

(2) (1)の熱損失係数は、次の式により算出するものとする。

$$Q = (\sum A_i K_i H_i + \sum (L_{Fi} K_{Li} H_i + A_{Fi} K_{Fi}) + 0.3nB) / S$$

この式において、 $Q, A_i, K_i, H_i, L_{Fi}, K_{Li}, A_{Fi}, K_{Fi}, n, B$ 及び S は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Q 熱損失係数

A_i 外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏（以下「外気等」という。）に接する第*i*部位（地盤面をコンクリートその他これに類する材料でおおった床又は床裏が外気に通じない床（以下「土間床等」という。）を除く。）の面積（単位 平方メートル）

K_i 第*i*部位の熱貫流率（内外の温度差1度の場合において1時間に1平方メートル当たり貫流する熱量をキロカロリーで表した数値であって、当該部位を熱

の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ、熱橋（金属等の構造部材等より断熱性能が劣る部分）により貫流する熱量等を勘案して算出するものとする。）

H_i 第*i*部位又は第*i*土間床等の外周の接する外気等の区分に応じて次の表に掲げる係数

外 気	外気に通じる小 屋裏又は天井裏	外気に通じる 床裏
1.0	1.0	0.7

L_{Fi} 第*i*土間床等の外周の長さ（単位 メートル）

K_{Li} 第*i*土間床等の外周の熱貫流率（内外の温度差1度の場合において1時間に1メートル当たり貫流する熱量をキロカロリーで表した数値であって、当該部位を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ等を勘案して算出するものとする。）

A_{Fi} 第*i*土間床等の中央部（外周より1メートル以内の部分を除いた部分をいう。以下同じ。）の面積（単位 平方メートル）

K_{Fi} 第*i*土間床等の中央部の熱貫流率（内外の温度差1度の場合において1時間に1平方メートル当たり貫流する熱量をキロカロリーで表した数値であって、当該部位を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ等を勘案して算出するものとする。）

n 住宅の種類に応じて次の表に掲げる自然換気回数（単位 1時間当たり回）

住宅の種類		自然換気回数
(イ)	鉄筋コンクリート造の住宅又は気密住宅	0.5
(ロ)	(イ)以外の組積造の住宅、工業化住宅又は枠組壁工法による住宅	0.7
(ハ)	(イ)及び(ロ)以外の住宅	1.0

「気密住宅」とは、次の式により算出される床面積1平方メートル当たり相当隙間面積が5平方センチメートル以下のものをいう。以下同じ。

$$C = 0.7V/S$$

この式において、 C, V 及び S は、それぞれ次の数値を表すものとする。

C 床面積1平方メートル当たりの相当隙間面積を平方センチメートルで表した数値
 V 住宅の内外の圧力差が水柱1ミリメートルの時の隙間を通過する風量（単位 1時間につき立方メートル）
 S 床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）（単位 平方メートル）

B 住宅の気積 (単位 立方メートル)

S 床面積の合計 (共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。)(単位 平方メートル)

2 地域Ⅰ及び地域Ⅱにおける住宅の種類

別表Ⅰの項に掲げる地域における住宅の建築主は、住宅の種類を気密住宅又は鉄筋コンクリート造の住宅とするものとし、別表Ⅱの項に掲げる地域における住宅の建築主は、住宅の種類を気密住宅又は鉄筋コンクリート造の住宅とするよう努めるものとする。

3 地域の区分に応じた住宅の日射取得係数の基準値

(1) 住宅の建築主は、住宅の日射取得係数を、地域の区分に応じ、次表に掲げる数値以下となるようにするものとする。

地域の区分					
I	II	III	IV	V	VI
				0.1	0.08

(2) (1)の日射取得係数は、次の式により算出するものとする。

$$\mu = (\sum (\sum A_{ij} \eta_{ij}) v_j + \sum A_{rj} \pi_j) / S$$

この式において μ 、 A_{ij} 、 η_{ij} 、 v_j 、 A_{rj} 、 π_j 及び S は、それぞれ次の数値を表すものとする。

μ 日射取得係数

A_{ij} 第 j 方位における外気に接する第 i 壁(壁に設けられた開口部を含む。以下同じ。)の面積(単位 平方メートル)

η_{ij} 第 j 方位における第 i 壁の日射侵入率(入射する日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を表した数値。以下同じ。)

v_j 第 j 方位の地域の区分に応じて次の表に掲げる係数

方位	地域の区分			
	III	IV	V	VI
東・西	0.45	0.45	0.44	0.43
南	0.41	0.39	0.36	0.34
南東・南西	0.46	0.45	0.43	0.42
北	0.25	0.24	0.23	0.20
北東・北西	0.35	0.34	0.34	0.32

A_{rj} 第 i 屋根(屋根に設けられた開口部を含む。以下同じ。)の水平投影面積(単位 平方メートル)

π_j 第 i 屋根又は当該屋根の直下の天井(天井に設けられた開口部を含む。)の日射侵入率

S 床面積の合計 (共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。)(単位 平方メートル)

別表

地域の区分	都 道 府 県 名
I	北海道
II	青森県 岩手県 秋田県
III	宮城県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 滋賀県
IV	埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 静岡県 愛知県 三重県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県
V	宮崎県 鹿児島県
VI	沖縄県

(4) 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針

(昭和55年2月29日建設省告示第195号)

(改正：平成4年2月28日告示第451号)

1 断熱構造とする部分

屋根(小屋裏又は天井裏が外気に通じている屋根を除く。)又は当該屋根の直下の天井、外気等(外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏をいう。以下同じ。)に接する天井、壁、床(地盤面をコンクリートその他これに類する材料でおおった床又は床裏が外気に通じない床(以下「土間床等」という。)を除く。以下同じ。)及び開口部並びに外周が外気等に接する土間床等については、熱の損失の防止のための措置を講じた構造(以下「断熱構造」という。)とすること。ただし、次の(1)から(3)までの一に該当するもの又はこれらに類するものについては、この限りでない。

- (1) 物置、車庫その他これらに類する区画(以下「物置等」という。)の物置等以外の区画に面する部位を断熱構造とする場合の物置等の他の部位
- (2) 外気に通じる床裏、小屋裏又は天井裏の壁で外気に接するもの
- (3) 軒、袖壁又ははね出したベランダの床